

平成26年度厚生労働科学研究費補助金
新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業
総括研究報告書
(H26-新興行政-指定-005)

新型インフルエンザ等発生時における予防接種の円滑な実施に関する研究

研究代表者 岡部信彦 川崎市健康安全研究所・所長
研究分担者 田辺正樹 三重大学医学部附属病院医療安全感染管理部・准教授

研究要旨 新型インフルエンザ等対策特別措置法、新型インフルエンザ等対策政府行動計画、新型インフルエンザ等対策ガイドラインにより、新型インフルエンザ発生時における新たな予防接種制度が設けられた。重篤かつ感染の拡大が大きい新型インフルエンザ等発生時には、医療関係者等を対象とした「特定接種」、及び、全住民を対象とした「住民接種」が行われることとされており、ガイドライン等において接種順位の考え方が示されている。この実施を可能な限り円滑に行い、新型インフルエンザ発生時の混乱の回避及び健康被害の減少を図るための準備の一環とすることが本研究の意義である。

特定接種に関しては、流通スキームを明らかにして、後述の「住民接種に関する手引き」に書き加えたが、特定接種（医療分野）の登録状況などについては、基本的なデータが不十分であり、ワクチン配分のシミュレーション、新型インフルエンザ等対策に関する研修会の開催までには至らなかった。

住民接種に関しては、市町村の検討状況につきあらかじめ調査を行い、現状把握を行った上で、研究代表者岡部を座長とし研究分担者・研究協力者からなる検討会を設け、具体的な接種体制を構築あるいは訓練の実施を予定するなど先進的な取り組みを行っている市町村（東京都、武蔵村山市、川崎市、相模原市、三重県、鈴鹿市、神戸市等）の協力を得て、接種体制のモデル案につき検討を重ね「新型インフルエンザ等発生時における住民接種体制構築に関する手引き」を成果物として作成した。手引きは単一の方法を示すのではなく、自治体によってさまざまな特性があることを考慮し、大規模市（川崎市・神戸市）、中規模市（相模原市）、小規模市（鈴鹿市・武蔵村山市）などにおけるモデル案を提示し、各市町村が住民接種体制を構築する際の参考にすることができるようにした。

型インフルエンザ等発生時の市町村におけ

A．研究目的

新型インフルエンザ等対策特別措置法、新型インフルエンザ等対策政府行動計画、新型インフルエンザ等対策ガイドラインにより、新型インフルエンザ発生時における新たな予防接種制度が設けられた。重篤かつ感染の拡大が大きい新型インフルエンザ等発生時には、医療関係者等を対象とした「特定接種」、及び、全住民を対象とした「住民接種」が行われることとされており、ガイドライン等において接種順位の考え方が示されている。市町村が接種体制を構築するにあたって参考となるモデルを示し、通常と異なる予防接種の実施を可能な限り円滑に行い、新型インフルエンザ発生時の混乱の回避及び健康被害の減少を図るための準備の一環とすることが本研究の目的である。

るワクチンの効率的な接種体制のあり方の検討」（研究代表者 和田耕治）の分担研究「市町村における新型インフルエンザ住民接種の体制に関する研究」（研究分担者・岡部信彦）の研究成果として、平成26年2月に発出された「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き」等を参考に、各市町村においては住民に対する集団的接種体制の構築に関する検討が行われている。そこで、住民接種に関して、市町村の検討状況につき調査を行い、現状把握を行った上で新たな課題等に関する検討を行うこととした。また研究代表者岡部を座長とし、研究分担者・研究協力者からなる検討会を設け、具体的な接種体制を構築、あるいは訓練の実施を予定するなど先進的な取り組みを行っている市町村をピックアップし、接種体制のモデル案を策定した。

B．研究方法

平成25年度厚生労働科学研究費補助金「新

研究班の体制

< 研究代表者 >	岡部信彦	川崎市健康安全研究所
< 分担研究者 >	田辺正樹	三重大学医学部附属病院 医療安全・感染管理部
< 研究協力者 >	平岡真理子	川崎市健康福祉局健康安全 部健康危機管理担当感染症 担当
	山崎初美	神戸市保健福祉局健康部 神戸市保健所健康危機管理 対策担当
	大澤一則	相模原市健康福祉局保健所 地域保健課
	伊藤京子	鈴鹿市保健福祉部健康づく り課地域医療グループ
	稲葉義徳	武蔵村山市健康保健部健康 増進課健康推進グループ
	谷崎希実子	東京都福祉保健局健康安全 部薬務課薬務係
	谷出早由美	三重県健康福祉部薬務感染 症対策課感染症対策班

(倫理面への配慮)

特になし

C. 研究結果

特定接種に関しては、流通スキームを明らかにして、後述の住民接種に関する手引きに書き加えたが、特定接種(医療分野)の登録状況などについては、基本データが不十分であり、ワクチン配分のシミュレーション、新型インフルエンザ等対策に関する研修会の開催までには至らなかった。

住民接種に関しては、上記のような方法で検討を重ね、「新型インフルエンザ等発生時における住民接種体制構築に関する手引き」を策定した。手引きは単一の方法を示すのではなく、自治体によってさまざまな特性があることを考慮し、大規模市(川崎市・神戸市)、中規模市(相模原市)、小規模市(鈴鹿市・武蔵村山市)などにおけるモデル案を提示し、各市町村が住民接種体制を構築する際のそれぞれの実情に近いところを参考にすることができるようにした。

本手引きのポイント

1) 新型インフルエンザ発生時の予防接種制度について、平成21年時の対応と今後の対応の相違点を整理した。平成21年時と比較し、「個別接種」「集団的接種」に変更となること、接種会場が「医療機関」「公共機関」が主体に変更となること、「特定接種」と「住民接種」で流通・接種のスキームが異なること、住民接種の予約について、「医療機関」「市町村」に変更となること等、種々の変更がされており、具体的なシミュレーションが求められている。

2) 今後、新型インフルエンザが発生した際に用いられる可能性が高い細胞培養ワクチンについて、現行の季節性インフルエンザワクチンやプレパンデミックワクチンとの相違点も含め整理した。パンデミックワクチンとして、武田・化血研・北里の3社のワクチンが製造販売承認を受けているが、ワクチン形態・アジュバント・HA含有量・バイアル量・1回あたりの接種量は、それぞれ異なる。3週間隔で同一のワクチンを2回接種することが前提であるため、各接種会場には、種類のワクチンが配布されることが想定されている。

3) 新型インフルエンザワクチンの流通スキーム及び国・都道府県・市町村・卸業者・販売業者の役割分担について整理した。特定接種は、基本的に国が実施主体となり、都道府県が流通調整を行う、一方、住民接種は、市町村が実施主体となり、都道府県が流通調整を行う。

4) 市町村が住民接種体制の構築を検討する際のステップ、検討すべき事項を整理した。住民接種のシミュレーションにあたっては、(1) データベース作成、(2) 対象者の把握、(3) 集団的接種の実施の大きく3つの項目を検討する必要がある。

5) 大規模市(川崎市 150万人・神戸市 150万人)、中規模市(相模原市 72万人)、小規模市(鈴鹿市 20万人・武蔵村山市 7万人)の5市をモデル市として、既存のガイドライン・平成25年度厚生労働科学研究班手引き等をもとに、住民接種体制を具体的に検討し、その過程・結果を取りまとめた。

D. 考察 及び E. 結論

本手引きの内容は、検討時点で把握可能な情報をもとに、各市で検討したモデル例であり、本手引きの内容が、各市町村における住民接種体制の構築を規定するものでない。本手引きは、ガイドライン・平成25年度厚生労働科学研究班手引きを補完する位置づけであり、各市町村においては、参考資料として活用されるようになれば幸いである。そのために、本手引きについては自治体・医師会などへの配布、公的機関のホームページ掲載、国・自治体が行う研究会などでの紹介・説明などの機会設定、学会等での研究発表を、本報告書作成時点で計画している

F. 研究発表、成果物等

「新型インフルエンザ等発生時における住民接種体制構築に関する手引き」

G. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

- | | |
|-----------|----|
| 1. 特許取得 | なし |
| 2. 実用新案登録 | なし |
| 3. その他 | なし |